

【第 7 回 設問】

Y は、みんなを驚かせてやろうと思い、大阪市北区の老松町にある画廊が宣伝のために開設しているホームページにアクセスし、絵画を紹介するページに掲載してある絵画の数枚をわいせつ画像に入れ替えた。その画廊の経営者 X は、日本人で、ホームページには日本語が用いられており、日頃、絵画を趣味にしている日本人の多くの人々がこのページにアクセスしていたが、わいせつ画像が現れたのを見て皆が驚いた。まもなく、X もその事実を知り、このホームページを閉鎖した。そのホームページの別のところには、ある有名画家 P の展覧会開催のお知らせを掲載していたが、再び同様のことが起こってはいけなないと考えて、その原因が究明されるまでは当面すべてのウェブページを閉鎖することにした。その結果、P 展覧会への客足がかなり落ち込んだ。

<問題>

- 1 Yには、どのような罪が成立するかについて検討しなさい。
- 2 Yがわいせつ画像をホームページに貼り付けるべく、自分のパソコンからデータを発信し、リンクを張ろうとしたが、たまたまシステムエラーが発生し、一般のユーザーが日本に設置されているサーバー上のホームページにアクセスしても、わいせつ画像を再生できない状態であった場合はどうか？
- 3 画廊 X のホームページが保存記録されているサーバーが米国サンフランシスコにあった場合はどうか？
- 4 Yがシンガポールから米国サンフランシスコに設置されたサーバー内にある画廊のホームページにアクセスしてわいせつ画像を貼り付けていた場合はどうか？